

小金井市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、小金井市（以下「市」という。）が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は、市の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組及び地域における再エネの創出・利用の取組

(入札参加資格)

第5条 市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条で定める基本項目及び加点項目について、別表により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(評価)

第6条 市が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目について別表により算定し、その評価点その他の事項を記載した小金井市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書（様式第1

号)を市長に提出するものとする。当該年度において、評価点に変更があった場合も、同様とする。

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を確認し、小金井市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について(様式第2号)により小売電気事業者に通知する。

(方針の見直し)

第7条 この方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するよ
うに、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて見直すものとする。

(事務処理)

第8条 この方針に係る事務処理は、契約担当課において行う。

(その他)

第9条 この方針に定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等
について必要な事項は、別に定める。

付 則

この方針は、平成24年2月7日から施行する。

付 則

この方針は、平成25年2月7日から施行する。

付 則

この方針は、平成26年2月3日から施行する。

付 則

この方針は、平成27年2月27日から施行する。

付 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成29年10月10日から施行する。

付 則

この方針は、令和元年8月30日から施行する。

付 則

この方針は、令和2年8月7日から施行する。

付 則

この方針は、令和3年8月24日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年9月8日から施行する。

付 則

この方針は、令和5年9月11日から施行する。

付 則

この方針は、令和6年9月6日から施行する。

別表（第5条関係）

小金井市環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	評価点
前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） ※1 （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上0.375未満	70
	0.375以上0.400未満	65
	0.400以上0.425未満	60
	0.425以上0.450未満	55
	0.450以上0.475未満	50
	0.475以上0.500未満	45
	0.500以上0.525未満	40
	0.525以上0.550未満	35
	0.550以上0.575未満	30
	0.575以上0.600未満	25
	0.600以上	0
前年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3	10.00%以上	20
	5.00%以上10.00%未満	15
	2.50%以上5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0

加点項目	区分	評価点
省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組及び地域における再エネの創出・利用の取組 ※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数をいう。なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。
（算定方式）

前年度の未利用エネルギーの活用状況（%）＝（前年度の未利用エネルギーによる発電電力

量（送電端）÷前年度の供給電力量（需要端）×100

（注）

- (1) 「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。）をいう。
 - ① 工場等の廃熱又は排圧
 - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - ③ 高炉ガス又は副生ガス
- (2) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- (3) 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- (4) 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式にあてはめて算出した数値（単位は全てkWh）をいう。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端）
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量
- ⑥ 前年度の供給電力量（需要端）

(算定方式)

$$\text{前年度の再生可能エネルギー導入状況 (\%)} = (\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}) \div \text{⑥} \times 100$$

- (1) 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。
- (2) 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)は、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。
- (3) 前年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給ひっ迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力ひっ迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(注) 小売電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について、前年度分が公表されるまでの間、電力調達契約の入札を行う場合は、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と、「前々年度」とあるのは「前々々年度」と、「当該年度」とあるのは「前年度」と読み替えるものとする。

（宛先）小金井市長

所在地
 名称
 代表者名

印

小金井市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

小金井市が行う電力調達契約の入札に参加したいので、小金井市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 基本項目及び加点項目

基本項目	数値等	評価点
前年度の 1 k W h 当たりの二酸化炭素排出係数 （単位： k g - C O ₂ / k W h ）		
前年度の未利用エネルギー活用状況		
前年度の再生可能エネルギー導入状況		
加点項目	取組の有無	評価点
省エネに係る情報提供、簡易的 D R の取組及び地域における再エネの創出・利用の取組		
合計		

注 1) 「数値等」、「評価点」には、別表により算出した値を記載すること。

注 2) 1 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について

年 月 日付けで申請のあった小金井市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

小金井市電力の調達に係る環境配慮方針第5条の入札参加資格の要件を

備えている。

備えていない。